

問い合わせ先			
担当課	文化観光局	文化部	文化財課
直 通	072-228-7198		
内 線	4650		
F A X	072-228-7228		

環濠内の旧十八屋（櫻館）が文化財建造物に登録されます

令和 2 年 3 月 19 日（木）に国の文化審議会が開催され、登録有形文化財（建造物）として、堺区桜之町西の「旧十八屋（櫻館）」が文部科学大臣に、下記のとおり答申されました。旧十八屋（櫻館）の登録により、市内の登録有形文化財（建造物）は 20 箇所となります。

記

- 1 名 称 旧十八屋（櫻館）主屋（きゅうじゅうはちや（さくらかん）おもや）1 箇所 1 棟
- 2 所 在 地 堺市堺区桜之町西 3 丁 4 番地
- 3 建物の概要

当家は、本市北部に位置する堺区桜之町西に所在する二軒長屋の町家建築です。江戸時代には「十八屋」という仕出し屋を営んでいたようですが、近年は「櫻館」という建物名で、地域コミュニティの場として活用がすすめられ、近隣住民にも広く知られています。

この建物は、規模の異なる北棟と南棟からなるもので、建築年代については、江戸時代後期に建築されたものと考えられます。内部は北棟と南棟共にトオリニワである土間を設け、北棟は 3 室、南棟は 2 室の座敷を配置しています。外観では、連続する 1 階の格子状の駒寄や 2 階の虫籠窓など、近世民家の様相を今に伝えています。

「旧十八屋」は、第二次世界大戦で大部分を焼失した旧市街地である環濠内では、江戸時代の町家空間を知ることが出来る建物として貴重であり、またこの地域の江戸時代後半の町家建築の典型例として大変貴重です。登録基準（一）国土の歴史的景観に寄与しているものとして評価されました。



旧十八屋（櫻館）主屋 外観



旧十八屋（櫻館）主屋 内部

4 登録有形文化財制度について（参考）

平成8年より、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が新しく設けられました。この制度は文化財保護法の中心である指定制度を補い、より多くの文化財を保護する目的で創設されたものです。

登録制度は、活用しつつ次の世代に伝えていくということを目的としているため、指定に比べその規制は緩やかなものとなっています。身近な歴史的建造物を活用することは、特色あるまちづくりの手法の一つともいえます。近年、全国的にこうした文化財をそれぞれの地域のまちづくりに積極的に活用することが始まっています。この制度のもと、堺市内では旧天王貯水池をはじめとして19箇所の建造物が登録されています。

登録を受けると、保存・活用のための修理を行う場合、その修理に必要な「設計監理費」の50%を、建物の外観及び公開範囲の仕上げに関わる箇所を修理する場合、その工事費の50%を国が補助します。また家屋にかかる固定資産税の2分の1の軽減や、相続税については財産評価額の100分の30が控除されます。

5 市内の登録有形文化財一覧

	名称	所在地	登録年月日
1	近江岸家住宅・外塀	西区浜寺昭和町 3-351	H10. 1. 16
2	浅香山病院白塔・西病棟	堺区今池町 3-3-16	H10. 9. 2
3	南海本線浜寺公園駅駅舎	西区浜寺公園町 2-188	H10. 9. 2
4	南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	西区浜寺諏訪森町西 2-78	H10. 9. 2
5	阪之上家住宅洋館他	西区浜寺昭和町 5-594	H11. 11. 18
6	大阪府立三国丘高等学校同窓会館(旧三丘会館)	堺区南三国ヶ丘町 2-2-36	H12. 2. 15
7	片桐棲龍堂主屋他	堺区西湊町 3-1-16	H12. 10. 18
8	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町 3-78-1	H13. 8. 28
9	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町 4-185	H14. 2. 14
10	兒山家住宅主屋他	中区陶器北 1404	H14. 2. 14
11	清学院不動堂他	堺区北旅籠町西 1-3-13	H14. 8. 21
12	伸庵	堺区百舌鳥夕雲町 2 丁大仙公園内	H15. 1. 31
13	黄梅庵	堺区百舌鳥夕雲町 2 丁大仙公園内	H15. 1. 31
14	小谷城郷土館	南区豊田 1602-1	H17. 7. 12
15	霜野家住宅（土塔庵）	中区土塔町 2175-3	H22. 7. 16
16	小谷家住宅	南区豊田 1612	H25. 6. 21
17	西井家住宅	東区北野田 284-1	H29. 10. 27
18	旧丹治商会	堺区永代町 1-7-1	H30. 11. 2
19	筒井家住宅	北区中百舌鳥町 4-535	官報告示手続き中